

重度心身障害者タクシー料金助成事業 と障害者自動車燃料費用助成事業

朝日町では、障がいのある方の外出や社会参加の促進を図ることを目的として、次の2つの事業を行っています。これらの事業はどちらか一方の助成を選択することになります。

新規で助成を希望される方は、必要書類を揃えて保険福祉課窓口で申請してください。

また、現在利用されている方は、更新申請が必要です。更新案内を送付していますので、3月31日（火）までに申請してください。

事業名	重度心身障害者タクシー料金助成事業	障害者自動車燃料費用助成事業
助成内容	町が指定するタクシーの乗車運賃の一部を助成。1ヶ月あたり、タクシー乗車券（650円）を2枚交付。	1ヶ月に自動車燃料費に要した費用を助成。ただし、1ヶ月1,250円を上限とする。毎月、請求書の提出が必要です。（燃料費の領収書を添付）
対象者等	朝日町に住所を有し、次のいずれかの障がいに該当する方。 ①身体障害者手帳 1級～3級 ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1級～3級 ※新規の場合：申請月から対象	朝日町に住所を有し、次の障がいに該当し、障がい者本人が自己所有の普通自動車を運転、又は介護者が自己所有の普通自動車を運転する場合。 ①身体障害者手帳 1級～3級 ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1級～3級 ※新規の場合：申請月の翌月から対象
申請に必要な書類等	・申請書 ・障害者手帳 ・認印	・申請書 ・車検証 ・障害者手帳 ・運転免許証 （介護者が運転の場合、介護者の運転免許証） ・認印

※75歳以上の方を対象に令和2年4月から高齢者タクシー利用助成が開始されますが、上記制度をご利用の方は、高齢者タクシー利用助成は受けることができません。

【申込み・問い合わせ先】

保険福祉課 377-5659

スマホ×マイ ナンバーカード でe-Tax！ 進化するスマ ート申告！

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。


また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード対応のスマートフォン

一部の端末のみ



※掲載コードのリンク先は、予告なく変更又は削除する場合があります。

IDとパスワードで送信

ID・PW
が目印

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知

(免本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード！

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- ・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。